

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

化学防護手袋の選択、使用等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、有害な化学物質が直接皮膚に接触することによって生じる、皮膚の損傷等の皮膚障害や、体内への経皮による吸収によって生じる健康障害を防止するためには、有害な化学物質への接触機会をできるだけ少なくすることが必要ですが、作業の性質上本質的なばく露対策を取れない場合には、化学防護手袋を使用することが重要です。

今般、特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令による特定化学物質障害予防規則の改正により、経皮吸収対策にかかる規則を強化したことに伴い、化学防護手袋の選択、使用等の留意事項について、別添のとおり定めた旨、厚生労働省労働基準局長より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。